

様式44

令和 4年 12月 12日

三重県知事

殿

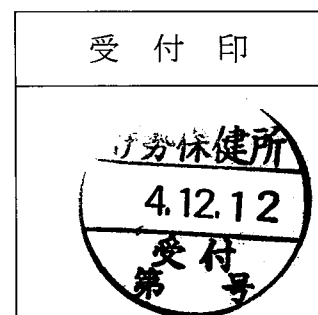
医療法人住所 三重県志摩市阿児町鶴方5017番地
医療法人の名称 医療法人 順裕会
理事長 和泉 憲政
電話 0599 (44) 0007

決 算 届

令和 3年11月1日から令和 4年10月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 3年11月1日 至 令和 4年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 順裕会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県志摩市阿児町鶴方 5017 番地
- (3) 設立認可年月日 平成19年 2月28日
- (4) 設立登記年月日 平成19年 4月 3日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

診療所	いずみ耳鼻咽喉科・ アレルギー科	三重県志摩市阿児町鶴方 5017 番地	一般病床	0床
			療養病床	0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年12月28日 令和3年度事業報告及び決算書類の承認
 令和 4年10月31日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 順裕会
所在地 三重県志摩市阿児町鵜方5017番地

※医療法人整理番号 0535

財 産 目 録
(令和 4年10月31日現在)

1. 資 産 額	177,916 千円
2. 負 債 額	122,273 千円
3. 純 資 産 額	55,643 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	50,674
B 固 定 資 産	127,242
C 資 産 合 計 (A + B)	177,916
D 負 債 合 計	122,273
E 純 資 産 (C - D)	55,643

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 順裕会
所在地 三重県志摩市阿児町鵜方5017番地

※医療法人整理番号 0535

貸 借 対 照 表
(令和 4年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	50,674	I 流 動 負 債	13,482
II 固 定 資 産	127,242	II 固 定 負 債	108,791
1 有 形 固 定 資 産	120,141	負 債 合 計	122,273
2 無 形 固 定 資 産	10	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	7,090	科 目	金 額
		I 出 資 金	22,000
		II 積 立 金	33,643
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	55,643
資 産 合 計	177,916	負 債 ・ 純 資 産 合 計	177,916

様式 4 - 2

法人名 医療法人 順裕会
所在地 三重県志摩市阿児町鵜方5017番地

※医療法人整理番号 0535

損 益 計 算 書
(自 令和 3年11月 1日 至 令和 4年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	91,985
2 事業費用	82,554
本来業務事業利益	9,430
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,430
II 事業外収益	7,600
III 事業外費用	592
経常利益	16,439
IV 特別利益	0
V 特別損失	1,112
税引前当期純利益	15,327
法人税等	2,451
当期純利益	12,875

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 順裕会

理事長 和泉 憲政 殿

私は、医療法人順裕会の令和 3年11月1日から令和 4年10月31日までの業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年12月 9 日

医療法人 順裕会

監事 西尾 敏裕